

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月8日

健康福祉局

議案第 9 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

児童福祉法の一部改正（令和 4 年法律第 6 6 号）

2 条例の主な改正内容

(1) 上記 1 に伴い、医療型児童発達支援に係る規定を削除するもの

(2) 上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」 → 「第 6 条の 2 の 2 第 4 項」

「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」 → 「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」

「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」 → 「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 昭和46年3月23日条例第10号 (業務)</p> <p>第79条 中央療育センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(第88条第1号において「児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2)</u> 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援(第88条第2号において「居宅訪問型児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援(第88条第3号において「保育所等訪問支援」という。)に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援(第88条第4号において「障害児相談支援」という。)、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)及び心身障害の疑いのある児童(次号及び第88条第6号において「障害児等」という。)に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価(第85条第1項、第88条第5号及び第96条第1項において「障害児等医療支援」という。)</p> <p><u>(6)</u> 障害児等に対する療育訓練及び指導</p> <p><u>(7)</u> 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供</p> <p><u>(8)</u> 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること。</p>	<p>○川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 昭和46年3月23日条例第10号 (業務)</p> <p>第79条 中央療育センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(第88条第1号において「児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p><u>(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(第88条第2号において「医療型児童発達支援」という。)に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援(第88条第3号において「居宅訪問型児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(第88条第4号において「保育所等訪問支援」という。)に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(第88条第5号において「障害児相談支援」という。)、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)及び心身障害の疑いのある児童(次号及び第88条第7号において「障害児等」という。)に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価(第85条第1項、第88条第6号及び第96条第1項において「障害児等医療支援」という。)</p> <p><u>(7)</u> 障害児等に対する療育訓練及び指導</p> <p><u>(8)</u> 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供</p> <p><u>(9)</u> 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(9) 短期入所に関すること。</p> <p>(10) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（第85条において「障害児日中一時支援」という。）に関すること。</p> <p>(11) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(12) 生活介護に関すること。</p> <p>(13) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>（利用者）</p>	<p>(10) 短期入所に関すること。</p> <p>(11) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（第85条において「障害児日中一時支援」という。）に関すること。</p> <p>(12) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(13) 生活介護に関すること。</p> <p>(14) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>（利用者）</p>
<p>第84条 中央療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定（第79条第1号から第3号までに掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者（第95条第2号において「障害児相談支援対象保護者」という。）及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による支給の決定（第79条第8号に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児</p> <p>(4) 法第19条第1項に規定する支給決定（第79条第9号に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児</p> <p>(5) 法第19条第1項に規定する支給決定（第79条第11号及び第12号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(6) 児童福祉法第21条の6又は第27条第1項第3号の規定により措置された障害児</p> <p>(7) その他指定管理者が中央療育センターの利用を認めた者（業務）</p>	<p>第84条 中央療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定（第79条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者（第95条第2号において「障害児相談支援対象保護者」という。）及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による支給の決定（第79条第9号に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児</p> <p>(4) 法第19条第1項に規定する支給決定（第79条第10号に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児</p> <p>(5) 法第19条第1項に規定する支給決定（第79条第12号及び第13号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(6) 児童福祉法第21条の6又は第27条第1項第3号の規定により措置された障害児</p> <p>(7) その他指定管理者が中央療育センターの利用を認めた者（業務）</p>
<p>第88条 南部地域療育センター及び北部地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）は、次の業務を行う。</p>	<p>第88条 南部地域療育センター及び北部地域療育センター（以下「地域療育センター」という。）は、次の業務を行う。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 児童発達支援に関すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2)</u> 居宅訪問型児童発達支援に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 保育所等訪問支援に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 障害児等医療支援</p> <p><u>(6)</u> 障害児等に対する療育訓練及び指導</p> <p><u>(7)</u> 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供</p> <p><u>(8)</u> その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用者)</p> <p>第95条 地域療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定(第88条第1号から<u>第3号</u>までに掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第21条の6の規定により措置された障害児</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を認めた者</p>	<p>(1) 児童発達支援に関すること。</p> <p><u>(2) 医療型児童発達支援に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> 居宅訪問型児童発達支援に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 保育所等訪問支援に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 障害児等医療支援</p> <p><u>(7)</u> 障害児等に対する療育訓練及び指導</p> <p><u>(8)</u> 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供</p> <p><u>(9)</u> その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用者)</p> <p>第95条 地域療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定(第88条第1号から<u>第4号</u>までに掲げる業務に係るものに限る。)に係る障害児及びその家族</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者及び計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 児童福祉法第21条の6の規定により措置された障害児</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が南部地域療育センター又は北部地域療育センターの利用を認めた者</p>